

町有財産（土地付き住宅）をお売りします！

町では、次の町有財産を売却いたします。購入を希望される方は、下記期日までに入札参加希望申込書を役場建設水道課まで提出して下さい。

なお、町有財産の売却については、一般競争入札により、落札者を決定します。下記最低売却価格以上で最高価格を提示した方が落札者となり、同額入札者がいる場合は、くじ引きで落札者を決定します。

※申込等に必要な書類は、役場建設水道課窓口で配布します。また、羅臼町ホームページからも必要書類はダウンロードできます。

1. 売却物件

物件 番号	所在	区分	面積	地目	建設年度	最低売却価格	備考
				構造			
1	海岸町19番2、121番	土地	約1,490㎡	宅地		1,490,000円	
		家屋1	72.90㎡	木造2階建	S57年度		3LDK
		家屋2	66.04㎡	木造平屋建	S63年度		3LDK物置付
		家屋3	66.04㎡	木造平屋建	H5年度		3LDK物置付

※売却価格については、土地代金だけの価格となります。建物代金は無償とし、現状での引渡しとなります。修繕等が必要な場合、購入者の負担となります。

※購入者決定後、分筆登記を行うことから、売却面積及び売買価格が若干変動する可能性がありますので、ご了承ください。

2. 申込から入札までの流れ

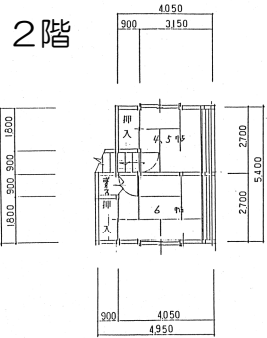
- ①入札参加申込書の提出（8月10日から8月21日まで）
提出書類 1）町有財産売却一般競争入札参加申込書
2）暴力団排除に関する誓約書
3）印鑑登録証明書、住民票、身分証明書、納税証明書、納税調査承諾書など
※個人、法人で提出する書類が異なりますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。
※提出方法は、持参か郵送となります。
- ②参加申込書の審査を行い、審査に合格した方に、入札参加申込書に羅臼町の受付印を押印し入札に係る関係書類を配布します。
- ③入札書の提出（8月25日から8月31日まで）
提出書類 1）入札書
2）町有財産売払一般競争入札申込書写し
- ④入札（9月1日）
落札者については、即時電話で連絡します。また、所有権移転登記については、羅臼町で行います。なお、登記に係る登録免許税は、購入者の負担となります。

詳しくは、羅臼町ホームページに掲載の入札公告をご覧になるか、建設水道課までお問い合わせ下さい【連絡先 87-2163】

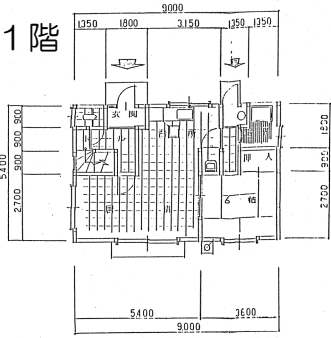
【物件番号1】

<家屋1>

2階

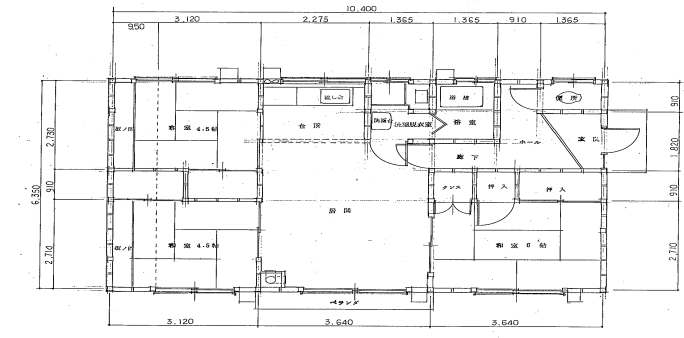


1階



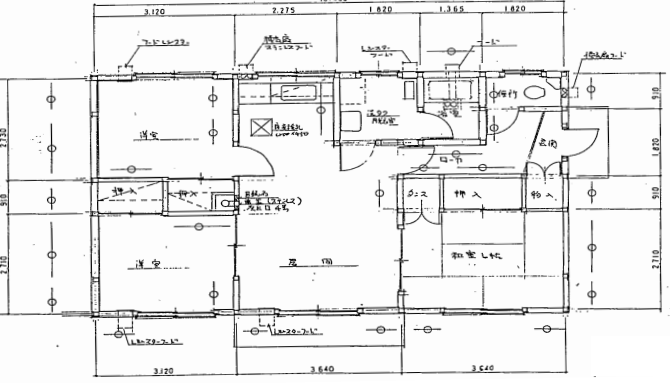
※土砂災害警戒区域（急傾斜地）に指定されています。

<家屋2>



※土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）に指定されています。

<家屋3>



※土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）に指定されています。

